

働き盛り世代に向けた「睡眠と健康」促進事業に係る委託業務仕様書(案)

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一(以下「委託者」という。)が実施する働き盛り世代に向けた「睡眠と健康」促進事業(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1. 業務の名称

働き盛り世代に向けた「睡眠と健康」促進事業

2. 目的

国保被保険者及び近い将来国保に加入する働き盛り世代が、睡眠について正しい知識を身につけ、日常的に質・量ともに十分な睡眠をとることにより、退職後の国保加入時以降の生活習慣病発症リスクを抑制し、医療費の適正化による国保財政の安定化を目指す。

3. 履行期間

契約日から令和6年3月25日まで

4. 事業概要

国が示す「国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」では、健康増進を形成する基本要素として、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「飲酒・禁煙」などと並んで「休養」が掲げられている。その具体的な内容は日常的に質・量ともに十分な睡眠の確保が必要とされており、第二期信州保健医療総合計画においても「睡眠による休養がとれている人の割合(15歳以上)を現状より増加させる」を目標の一つとして掲げている。

そこで、本業務では、近い将来国保に加入する協会けんぽ会員事業所に所属する40代～50代の働き盛り世代(以下「働き盛り世代」という。)の睡眠の実態と、十分な睡眠時間がとれていない主な理由等を調査し、その結果を踏まえて適正な睡眠方法等に関する動画及びリーフレットを作成し、協会けんぽ会員事業所の従業員等に対して視聴を促し、生活習慣の改善における睡眠の重要性の普及啓発を図る。

5. 委託業務内容

(1)【事前】睡眠に関するアンケート調査のとりまとめ

委託者が別途実施したアンケートの結果を日本標準産業分類(大分類)ごとにとりまとめること。

(2)【事後】動画に関するアンケート調査の実施、とりまとめ

事前アンケートの対象とした事業所に対して、動画の視聴を促し、動画の感想等についてアンケ

ートを実施し、委託者が別途実施したアンケートと併せて、その結果を日本標準産業分類(大分類)ごとに取りまとめること。

なお、アンケート内容については以下の内容等を参考に提案し、実際のアンケート作成時には委託者・県の指定する専門家(以下「専門家」という。)と協議のもとに決定すること。

<事後アンケート内容>(参考)

動画内容の評価 ・睡眠以外に今後取り上げてほしいテーマ 等

(3) 動画等の作成

次のア、イについて、専門家の指導を受けながら睡眠と健康づくりを啓発する動画を作成すること。

なお、専門家の指導については、初回打ち合わせ及び動画撮影時の計2回を集合形式にて行うものとし、その他必要となる打ち合わせ等については原則としてオンライン形式で行うものとする。

また、動画撮影時の専門家とのスケジュール調整、会場の選定・予約については受託者が行き、会場利用にあたっての費用が発生した場合は受託者が負担すること。専門家への謝金・旅費に関しては6に定めた通りとする。

動画の内容においては、視聴回数を増やすため、長野県公式キャラクター「アルクマ」を活用する他、無関心層が視聴するきっかけを作るよう工夫を施すこと。

なお、動画全体を通して、特定の商品やサービスの宣伝や、消費控えを促す等の内容が含まれないように配慮すること。

ア 睡眠と生活習慣病との関連について(作成する動画:1本以上、一本あたり3分以内)

睡眠と生活習慣病との関連について、専門家による最新の科学的知見に関する内容を、視聴者が最後まで視聴しやすい長さで、単純明快に解説した動画を作成することとし、以下の留意事項を踏まえた内容にすること。

【留意事項】

- ・ 動画の全体を通して、日本睡眠学会専門医や精神科医等睡眠に関する知見を持つ医師の監修を受けること。
- ・ 動画の冒頭で、科学的根拠がある睡眠に関する最新の知見について簡潔に紹介すること。
- ・ 厚生労働省公式 HP に掲載されている「睡眠対策」に掲載されている内容との整合が図られていること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/suimin/index.html

- ・ 厚生労働省公式 HP e-ヘルスネット[情報提供]の「休養・こころの健康」に掲載されている内容との整合が図られていること。

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart>

- ・ 健康づくりのための睡眠指針 2014 に掲載されている内容との整合が図られていること。

と。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/suimin/

- ・ 長野県 PR キャラクター「アルクマ」を使用すること。
- ・ 睡眠に関する効果的な実施方法は、取組事例を用いて紹介し、睡眠の質を高める方法等は県民にとって取り組みやすい内容を取り入れること。
- ・ ターゲットが働き盛り世代であることを踏まえ、当該年齢層が取り組み易く興味をひく内容とすること。
- ・ その他、県が睡眠の重要性の啓発を図るために有効と思われる内容であり、視聴者の行動変容に繋がるオリジナリティあふれる内容とすること。

イ 疑問に対する回答(作成する動画:3本以上、一本あたり3分以内)

事前アンケートで収集した睡眠に対する日頃の疑問について、専門家による回答を少なくとも3分類以上に分け、分類ごとに動画を分けて回答し、視聴者が最後まで視聴しやすい長さで、単純明快に解説した動画を作成することとし、以下の留意事項を踏まえた内容にすること。

【留意事項】

- ・ 動画の全体を通して、日本睡眠学会専門医や精神科医等睡眠に関する知見を持つ医師の監修を受けること。
- ・ 動画の冒頭で、科学的根拠がある睡眠に関する最新の科学的知見について簡潔に紹介すること。
- ・ 厚生労働省公式 HP に掲載されている「睡眠対策」に掲載されている内容との整合が図られていること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/suimin/index.html

- ・ 厚生労働省公式 HP e-ヘルスネット[情報提供]の「休養・こころの健康」に掲載されている内容との整合が図られていること。

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart>

- ・ 健康づくりのための睡眠指針 2014 に掲載されている内容との整合が図られていること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/suimin/

- ・ 長野県 PR キャラクター「アルクマ」を使用すること。
- ・ 睡眠に関する効果的な実施方法は、取組事例を用いて紹介し、睡眠の質を高める方法等は県民にとって取り組みやすい内容を取り入れること。
- ・ ターゲットが働き盛り世代であることを踏まえ、当該年齢層が取り組み易く興味をひく内容とすること。
- ・ その他、県が睡眠の重要性の啓発を図るために有効と思われる内容であり、視聴者の行動変容に繋がるオリジナリティあふれる内容とすること。

(4) 動画の配信

5(3)ア、イで作成した動画を、原則として契約日から90日以内に動画配信サイト(YouTube)に掲載し、かつ、Web 広告を以下の基準により広告として掲載すること。

なお、期限内に作成が難しい場合は委託者と協議すること。

【広告掲載基準】

- YouTube 広告、Google 広告、LINE 広告、Facebook 広告、Instagram 広告等を用いて YouTube 動画へ誘導する。
- 視聴者は、長野県内の働き盛り世代をターゲットとする。
- Web 広告の配信時間は、働き盛り世代が動画を視聴する可能性が高い時間帯を平日と土日祝日毎に提案すること。
- 動画再生回数の目標と、目標を達成するための効果的な広告配信の媒体・手法等を委託者に提案すること。(なお動画再生回数目標は最低1万回以上とする。)

広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アド fraud」、「ビューアビリティ」についての対策を講じるよう努めること。

- 広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

(5) 啓発用リーフレットの作成

動画内容に沿って作成したリーフレット(A4版 4 ページ両面見開き カラー)24,000 部及び電子データを記録した電子媒体を、令和6年2月 14 日(水)までに委託者が指定する場所へ納品すること。なお、内容についてはターゲットが働き盛り世代であることを踏まえ、当該年齢層が取り組み易く興味をひく内容とすること。

6. 委託料に含まれる経費

対象経費は、委託業務を実施するために要する人件費(報酬、共済費、給料、職員手当等)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費)、謝金、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、備品購入費、使用料及び賃借料とする。ただし、8(3)ただし書きに基づく経費は、事前に委託者と協議した上で委託費としての支出を認めるものとする。

なお、5(3)で定める専門家による指導に要する経費として一式 30 万円を計上すること。

また、5(3)ア、イの留意事項に定める医師の監修に要する経費については受託者が算出し、必要経費に加えること。

7. 成果品

次の成果品について、本業務完了後 10 日以内もしくは令和6年 3 月 25 日のいずれか早い日までに健康増進課国民健康保険室へ提出すること。

【成果品】

- ・実績報告書(様式任意、紙媒体)
- ・5(3)ア、イにより作成した動画(Web 広告版を含む)及びリーフレット(電子媒体を含む)

8. その他留意事項

(1) 著作権の取扱い

- ア 本業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写・複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- イ 受託者は、成果品にかかる著作者人格権を有する場合においてもこれを行使しないものとする。
- ウ 第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

(2) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報の収集・取扱いを行う際は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)等を遵守し、個人情報の保護について十分注意するとともに、長野県情報セキュリティポリシー(基本方針)に沿った情報セキュリティ対策を講じることにより、漏洩対策等を確実に実施すること。
- イ 本業務の実施に関して知り得た個人情報の内容を目的外に使用し、また、第三者に提供してはならない。委託業務終了後も同様とする。

(3) その他

- ア 本業務の実施にあたっては、スケジュール等を明らかにした事業計画書(様式任意)を作成し、提出すること。また、委託者と協議の上詳細を決定し、委託者の承認を得て迅速に事業を実施すること。
進捗状況については綿密に委託者に報告すること。
- イ 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができる。この場合において、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- ウ 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により本業務を進めるものとする。
- エ 本業務の実施にあたっては、本仕様書の記載内容に限らず、より良い施策がある場合には提案すること。